

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和6年1月5日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年12月7日農林水産省告示第1796号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
久保田満	周智郡森町三倉字幸治4582の1、4583、4589の3、4600の1、4601、4602、4627の2、4629 周智郡森町三倉字幸治4582の2、4582の3、4582の5、4627の1、4628（以上の5筆については一部保安林）	周智郡森町役場
中村勝司	周智郡森町三倉字北山4709の1の1	周智郡森町役場